

簡易な収入(所得)見込額の申立書
【家計急変者】

○「令和5年度大月市電力・ガス・食料品等価格高騰対策」

① 下記にチェック (☑) してください。
☒ 私の世帯は、予期せず家計が急変

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に

記入例②

収入見込で要件を満たさない場合

所得による申請(裏面まで記入)

	(フリガナ) 氏 名	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和5年度 住民税 課税状況 ②	障害者控除 等の適用 ③	収入の減少 のあった年 月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入 見込額 D×12 ⑥	非課税相当 収入 限度額 ⑦
	給与収入 [A]					事業収入又は 不動産収入 [B]	年金収入 [C]			
1	オオツキ タロウ 大月 太郎	1 人	☒ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和5年1月	収入合計額 A+B+C= [D] 130,000 円			1,560,000 円	1,378,000 円
	130,000 円					0 円	0 円			
2	オオツキ ハナコ 大月 花子	0 人	☐ 課税 ☒ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和5年1月	収入合計額 A+B+C= [D] 0 円			0 円	
	0 円					0 円	0 円			
3			☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C= [D] 円			円	円
	円					円	円			
			☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C= [D] 円			円	円
	円					円	円			
5		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C= [D] 円			円	円
	円					円	円			

申請書の「2.申請者が属する世帯の状況」に
記入した全ての方の状況を記入してください。

- (記入上の注意)
- ① 「左欄の者が扶養している人
 - ② 「住民税課税状況
 - ③ 「障害者控除等
 - ④ 「収入の減少の
 - ⑤ 「任意の1か月

- ・ 下の〈早見表〉から、左欄の者が扶養する者の数 (①の欄) の人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認し、記入してください。
- ・ 非課税相当収入限度額 (⑦欄) と年間収入見込額 (⑥欄) を比較して、⑥欄のほうが高いため、所得による申請 (裏面を記入)

給与収入	
事業収入又は 不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄 (収入合計額) を12倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	209.7万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	249.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ ⑥年間収入見込額が⑦非課税相当限度額を上回る場合は所得による申請となります。引き続き、裏面を記入してください。 ～

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者に

	(フリガナ) 氏 名	【収入】 年間収入 見込額 ⑥	【控除】 給与所得 控除額 ⑧ 事業収入 等の経費 ⑨ 公的年金等 控除 ⑩			【所得見込】 年間所得 見込額 ⑪	【非課税所得 限度額】 ⑫
1	オオツキ タロウ 大月 太郎	1,560,000 円		750,000 円		810,000 円	828,000 円
4							

各欄に該当する
控除額を記入し
てください。

表面の年間収入見込額（⑥欄）の年間
収入見込額を転記してください。

下の〈早見表〉から扶養人
数に応じて、該当する金額
を転記してください。

年間所得見込額（⑪欄）を計算してください。

⑪年間所得見込額

= ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)

⑪の額が非課税所得限度額（⑫欄）の額を下回れば支給対象となります。

(65歳以上の方)

- : 60万円超130万円未満 → 60万円
- : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
- : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円
- : 公的年金等収入分 → 控除額
- : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
- : 110万円超330万円未満 → 110万円
- : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
- : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)

⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者（所得金額48万円以下の者）」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を 扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を 扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族（計3名）を 扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族（計4名）を 扶養している場合	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、 ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用